

介護予防支援における重要事項説明書

1. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
運営の方針	利用者の尊厳を重視し、公平中立的な立場でご家族や、地域の協力をもって、利用者の自立に向けた居宅サービス計画を立てます。

2. 事業所の概要

利用事業所の名称	幸生居宅介護支援事業所
都道府県知事許可番号	3372300594
所在地	岡山県和気郡和気町佐伯368-1
電話番号	0869-88-9211
FAX番号	0869-88-9212

3. ご利用事業所の職員体制

従業員の職種	員数	勤務の体制
管理者	1名	常勤で兼務
介護支援専門員	2名以上	常勤1名(介護福祉士) 非常勤3名(保健師 看護師 介護福祉士)

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日(土日 祭日を除く) 但し、8月13日から8月15日 12月29日から1月3日はお休みします。
営業時間	午前8時30分から午後17時30分までとします。 但し、ご要望に応じ営業時間の変更は可能です。

5. 通常の事業実施区域

和気町 赤磐市とします。

6. 利用料

利用料金 4,720円 一ヶ月当たりの料金になります。

ただ、特別地域加算として所定単位数の15%が加算されます。また、初回計画作成時は、3,000円が加算されます。介護予防支援については、原則として自己負担金は有りません 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合は、いったん負担金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日住所

地の市又は町の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。交通費は必要ありません。

8. 担当の職員

あなたの担当の介護支援専門員は下記の通りです。

介護支援専門員名()

今後、医療機関へ入院する必要が生じた場合には、担当者の指名及び連絡先を医療機関へお伝えください。

職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

9. 緊急時 事故発生時における対応方法

サービス提供の実施中に、あなたの症状等の急変 その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医の先生への報告並びに家族への連絡など必要な措置を講じます。

利 用 者 の 主 治 医	氏 名	
	所 属 医 療 機 関 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊 急 連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	携 帯 番 号	

10. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、市町村、備前県民局 利用者の家族等に対して連絡等の必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

11. 秘密保持

職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族に関する個人情報について在職中はもとより、退職した後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得た場合には、サービス提供事業者との連絡調整等、その他必要な範囲内で情報を用いることが出来るものとします。

12. 虐待の防止

人権擁護・虐待等の防止の為、次にあげるとおり必要な措置を講じます。また、サービス提供中等に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合に、速やかに市町村に通報し、虐待防止に努めます。

- (1) 虐待を防止するための職員への研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備（虐待の防止に関する担当者の選任を含む）

1 3 , 身体的拘束等の原則禁止

ご利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行いません。なお、身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむおえない理由などを記録します。

1 4 , ハラスメント対策

当事業所は、ご利用者が当事業所の職員に対して行う暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

1 5 , 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、早期に業務再開できるよう業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

1 6 , 感染症の予防及びまん延の防止

感染症や非常災害の発生時において、早期に業務再開できるよう業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

1 7 , 苦情申し立て窓口

(1)当事業所における苦情や相談は以下の窓口でお受けいたします。

担当者	介護支援専門員 安東 ますみ
電話	0869-88-9211
F A X	0869-88-9212
受付時間	月曜日から金曜日午前8時30分～午後5時30分

(2)行政機関その他苦情受付機関

和気町の相談窓口	担当課 民生福祉部 介護福祉課 電話 0869-93-1139 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
赤磐市の相談窓口	担当課 健康福祉部 介護保険課 電話 0869-55-1116) 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
岡山県国民健康保険団体連 合会相談窓口	担当課 介護110番 電話 086-223-8811 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時00分

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、書かれた内容を了承し、介護予防支援の提供を受けることに同意します。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

続柄